

1 社会・治安情勢

（1）新型コロナウイルス関係

2月5日以降、その都度領事メールを発出するとともに当館HPに掲載していますのでご確認ください。

ア 感染情報

インドネシア保健省によると、当館管轄州（バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州：以下当館管轄州と称す）において感染が確認された者は、6月30日現在累計名（バリ州 1,444 人、西ヌサトゥンガラ州 1,234 人、東ヌサトゥンガラ州 118 人）と公表しております。なお、当館管轄州における邦人の陽性事案は現在まで発生しておりませんが、ローカル市場など身近な場所でのクラスター感染なども散見されますので、一層の感染予防に努めてください。

最新の感染状況は、インドネシア政府新型コロナウイルス即応タスクフォースや各州が公表しているサイトをご確認ください。

○インドネシア政府新型コロナウイルス即応タスクフォース (<https://covid19.go.id>)

○バリ州政府 (<https://infocorona.baliprov.go.id>)

○西ヌサトゥンガラ州 (<https://corona.ntbprov.go.id>)

○東ヌサトゥンガラ州インスタグラム (pusdalopsprovntt)

イ インドネシア政府の対応

4月1日以降、一部の例外を除いて全ての外国人のインドネシア訪問及び国際トランジットを禁止し、現在もその規制は継続しています。

各種インドネシア政府による入国時の対応詳細については、当館HP「新型コロナウイルスに係るインドネシア政府による入国時の措置 (<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100060903.pdf>)」を参照ください。

新型コロナウイルス感染拡大予防期間中の滞在許可自動延長、KITASやKITAP保持者に対する滞在許可の期限切れ猶予措置を行っていましたが、当館HP情報「インドネシア入国管理事務所の業務一部再開 (<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100064379.pdf>)」のとおり、インドネシア入国管理事務所を一部再開しているとのことであり、滞在資格の更新等に関しては管轄の入国管理事務所にお問い合わせの等情報の入手に努めてください。

ウ バリ州政府等の対応

○ 5月13日付デンパサール市長による要請「就労活動の制限、宗教及び社会文化活動の制限、公共の場における活動制限、交通手段の制限とコミュニティの動員を旨とする社会活動制限」は継続されており、詳細は当館HP「新型コロナウイルスに係るデンパサール市長規則 (<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100054516.pdf>)」を参照としてください。

○ 7月5日以降、州外からバリ州への入域に関しては以下の条件が必要とされています。（※注：本項のみ7月5日現在の情報）

- ・対策本部が定める医療機関発行のPCR検査陰性結果（入域予定日起点で14日以内）
- ・バリ州滞在目的表明書及び保証人による滞在保証書

- ・海路入域者については医療機関実施の迅速検体検査（Rapid Test）陰性結果（入域予定日起点で14日以内）
- ・チケット購入時のオペレーターによる要件充足判断
- ・バリ州政府指定のHP (<https://cekdiri.baliprov.go.id/>) での必要情報入力とQRコードの入手。

詳細については、当館HP掲載の領事館からのお知らせ「国内移動に係る措置（国内移動に必要な新型コロナウイルス検査証明書の有効期間の緩和）」 (<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100071113.pdf>) を参照としてください。

エ ジャカルタ首都特別州の対応

ジャカルタ首都特別州において4月10日から継続していた大規模社会制限であったが、制限されていた一部の活動が6月5日以降漸次再開可能となった。しかし、感染者数の増加に歯止めが効かない状況での規制緩和、規制緩和による更なる感染拡大が大きな懸念材料とされています。

オ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う治安

当館管轄州の各警察本部（バリ州警察、西ヌサトゥンガラ州警察及び東ヌサトゥンガラ州警察）に対して治安情勢の確認を行ったところ、6月26日時点で新型コロナウイルス感染拡大に伴う治安の悪化は特に認められないとのことであったが、長引く社会活動制限による不景気や失業者の増加に起因する犯罪もマスコミ等で散見されるため、犯罪被害の未然防止には十分注意してください。

カ 日本の現状

5月25日付で非常事態宣言は解除されていますが、一旦1桁まで下がっていた新規感染者数も徐々に増加しており、今後の第2波襲来が懸念されています。6月30日現在の日本国内新型コロナウイルス感染者数統計は、累計感染者数18,593人、現在の感染者数947人（前日比+33人）、新規感染者数111人（前日比-1人）、累計退院者数16,557人（前日比+52人）、死亡者数972人（前日比+0人）となっています。

キ 日本の水際対策

4月1日以降実施されている日本への入国にかかる水際対策ですが、現在も継続されており、概要としては以下のとおりです。

○ 特段の事情がない場合の外国人の上陸拒否

詳細は法務省のHP掲載の情報

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等 (http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html)」を参照

○ 入国検疫の強化

詳細は厚生労働省のHP掲載の情報

「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症） (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)」を参照

○ 発給済み査証の効力停止及び査証免除措置の停止

詳細は外務省のHP掲載の情報

「ビザ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>)」の5項「お知らせ」をご確認ください。

ク 感染予防

日本では5月25日に緊急事態宣言が解除されておりますが、新型コロナウイルスは当地を含む多くの国で未だ猛威を振るっており、未だワクチンや特效薬は開発段階であり、感染予防策として、マスクの着装、ソーシャルディスタンスを保つこと、石けんによる手洗い・手指消毒の励行などをお願いします。

(2) 自然災害

ア アグン山の状況

アグン山の噴火情報には接していませんが噴火警戒レベルは依然として3（警戒）が継続されており火口から半径4キロメートル圏内への立入は禁止されています。引き続き関連情報に注意してください。

イ 地震関連

バリ島、ロンボク島及びスンバワ島の北側海域バリ海周辺において、マグニチュード2～6程度の地震が続いています。当該地震に関係する邦人被害の報告は当館には寄せられていませんが、引き続き津波を含む関連情報に注意してください。

ウ 高波関連

現在、当館管轄州の南部海岸沿いにおいて断続的に高波の発生が続いており、最大のものでは6メートルを超えるような波も発生しています。当該高波に関係する邦人被害の報告は当館には寄せられていませんが、引き続き関連情報に注意してください。

2 一般犯罪情勢等

当館管轄州各警察本部に確認をしたところ、新型コロナウイルス感染拡大を受け、3月中旬以降原則として旅行者の入国が禁止になり、犯罪発生率の高いモールやクラブ、レストラン等の集客施設の多くが休業状態になっていることもあり、いずれの州においても6月26日現在で犯罪発生率は前年比でやや減少しているとの回答がありました。

報道によれば、バリ州では新型コロナウイルス感染症による不況の影響から、街中でギャング等反社会的グループの露出が見られるため、取り締まりを強化しているとの情報もあります。なお、当館管轄州において、4～6月中におけるスリ・ひったくり等の邦人被害や旅券紛失事案発生は認知しておりません。

上述のように、邦人関連犯罪発生は減少しているものの、今般の社会活動制限下で当地におけるインドネシア人の失業率が高くなってきており、生活困窮による理由から窃盗や侵入盗等の犯罪を敢行する者も報道等で見受けられます。在宅・外出時を問わず、家屋の戸締まりや施錠は確実にを行い、外出先においても貴重品の管理には十分に注意してください。

3 テロ・爆弾事件情勢

(1) 当館管轄州におけるテロ・爆発物事件

当館管轄州においてテロ・爆発物事件は発生していません。

(2) 新型コロナウイルス感染症時代のテロ対策

新型コロナウイルスの感染拡大はテロリストたちにとっても他人事ではなく、構成員に感染者が出ればテロ行為が実行できなくなるため、I S I Lやアルカイダ等のテロリストグループも、内部で構成員に対して手洗いを含む感染予防への取り組みを推奨して

いるようです。このような情勢の中で、テロ発生のリスクは下がっているのかと思われがちですが、むしろテロリストグループは新型コロナウイルス感染症の世界的大流行を「神の罰」と称し、一連のパンデミックで混乱状態にある欧米諸国に対し攻撃を仕掛けるよう呼びかけています。また、新型コロナウイルスの発生で、政治・社会・経済に対する不平不満を募らせた市民が過激主義者に共感し、いわゆるローンウルフ型やホームグロウン型のテロを起こす可能性もあります。

新型コロナウイルス感染症拡大後も世界各地ではテロ事件が発生しており、インドネシア国内でも以下のようなテロ容疑事件が最近発生しています。

- ・ 6月1日 南カリマンタン州 深夜の警察官詰め所襲撃事件
- ・ 6月8日 アチェ州 地方議会メンバー自宅付近手榴弾爆発事件
- ・ 6月20日 中部ジャワ州 警察幹部襲撃事件
- ・ 6月21日 アチェ州 爆発物様不振物件放置事件（爆発物にあらず）
- ・ 6月21日 中部ジャワ州 村長宅爆発物投げ込み事件
- ・ 6月22日 西ジャワ州 国軍兵士銃襲撃事件
- ・ 6月23日 中部スラウェシ州 交通局長宅火炎瓶投げ込み事件
- ・ 6月28日 南スマトラ州 元受刑者による警察署襲撃事件

当館管轄州においてはテロ容疑事件の発生は現在のところありませんが、引き続きテロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には周囲の状況に注意を払い、万一不審な人物や物件、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等安全確保に努めてください。

4 誘拐・脅迫事件情勢

当館管轄州において邦人被害の誘拐・脅迫事件は発生していません。

5 対日感情

当館管轄州において対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。しかし、世界各国では新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたアジア人に対するヘイトクライムが発生しています。アメリカではスーパーマーケットで買い物をしていたアジア系アメリカ人家族が刺されるという事件もありました。このような犯罪は、現在当館管轄州において認知していませんが、新型コロナウイルス感染症に関連した在留邦人・邦人旅行者に対する嫌がらせ行為がバリ州においても散見されており、今後当地においてもこのような犯罪が発生する可能性もあり、注意が必要です。

6 日本企業の安全に関わる諸問題

当館管轄州において日系企業の安全に関わる問題は認知していません。

7 感染症情報（デング熱・狂犬病）

本年に入ってから新型コロナウイルスが猛威を振るい、各種メディアの話題の中心となっていますが、インドネシアではその他の感染症（特にデング熱や狂犬病）も未だ猛威を振るっており、感染症予防対策には十分注意してください。

（1）デング熱

ア バリ州（非常事態宣言（K L B）発令：無）

バリ州保健局によると、1月～5月末におけるデング熱罹患患者数は9,296人、死者数は18人とされています。州内における罹患患者数は、ブレレン県とバドゥン県が高く、特にブレレン県の死者数は5人と最多であり、注意が必要です。

イ 西ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：有）

西ヌサトゥンガラ州保健局によると、1月～4月末におけるデング熱罹患患者数は3,304人、死者数は13人とされています。州内における罹患患者数は、西ロンボク県とビマ市周辺の合計が全体の約4割を占めており、特に注意が必要です。

ウ 東ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：有）

東ヌサトゥンガラ州保健局によると、1月～5月末におけるデング熱罹患患者数は5,398人、死者は55人とされています。州内全域で広くデング熱の発生が見られますが、傾向として罹患数に対する死亡率が高く、シッカ県やベル県、クパン市周辺の合計が全体の約6割を占めており、特に注意が必要です。

(2) 狂犬病（6月30日現在判明の数値）

ア バリ州（非常事態宣言（K L B）発令：無）

バリ州保健局によると、ブレレン県を除く1月～5月末における咬傷事案（犬等に咬まれた事案）は13,603件、そのうち狂犬病陽性患者数は14人、死者は0人とされています。発生多発傾向の地区としては、ブレレン県やバドゥン県、タバナン県が挙げられます。

イ 西ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：有）

西ヌサトゥンガラ州保健局に確認を行っていますが、現在のところ回答を得られておりません。しかしながら、K L Bは継続されているため陽性案件の発生が多発している傾向にあることは否めません。

ウ 東ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：無）

東ヌサトゥンガラ州保健局によると、1月～5月末における咬傷事案は3,832件、そのうち狂犬病陽性患者数は現在計上中で不明、陽性判定の死者は1人とされています。発生多発傾向の地区としては、ンガダ県やナガケオ県、エンデ県が挙げられます。

8 その他

(1) 当館からのお願い

ア 在留届

在留届を提出いただいている方で連絡先（携帯電話番号、メールアドレス等）に変更のあった方は、速やかに変更の届出をお願いします。変更の届出が遅延していると、必要な情報を受け取れず、万一の際、安否確認等が出来ないことにもなりかねません。

イ たびレジ登録

「たびレジ」は、渡航先やメールアドレスを登録することで、登録先の大使館・総領事館や外務本省から現地の海外安全対策情報や緊急時の連絡等を直接受け取れるサービスです。乗継地等近隣諸国の情報を収集する手段の1つとしてもご利用ください。

(2) 安全の手引き（令和2年版）

当館HPに掲載の「安全の手引き (<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/000570257.pdf>)」を令和2年2月付けで改訂しています。本手引きは、当地における犯罪対

策や緊急事態への備えやその対処方法、当地における主な感染症情報などを掲載していますので、是非ご一読ください。pdf 形式での掲載ですのでダウンロードや印刷も容易に可能ですのでご利用ください。

(3) 生活環境の再確認

累次お知らせのとおり、外出自粛措置による影響が起因すると見られる在留邦人の体調不良事案、経済的問題に起因する困窮事案等の相談が寄せられています。先行きが不透明で不安な状況が続くと、日々の様々な生活習慣によっても、健康状態は大きく変わってきます。外出自粛が続いて運動不足になれば、体重が増加したり、血圧が高くなったりする傾向があります。野菜をなるべく摂取する、バランスのいい食事に努める、減塩の食事に努める、家でやれるストレッチや筋力トレーニングなどの運動を毎日行う、ストレスをためないなど、日頃の身体のメンテナンスが重要になります。通院していなくても、「自分は大丈夫」と過信しないように気をつけてください。

日本国内のご家族やご親族との定期的な連絡、頼れる人や在留邦人間での連絡体制、保険制度の情報入手等について予め整理・対策を講じておくことも有効と思われます。

健康状態や経済事情など、取り巻く生活環境は様々です。今後の自身の安全な生活のため、帰国できる間に、生活基盤を日本に移すことを検討することをお勧めします。